

福島県相双地域等への介護職員等の応援事業実施要綱の一部改正新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正	現行
<p style="text-align: center;">平成24年5月31日 福島県相双地域等福祉人材確保対策会議決定 平成24年7月17日 一部改正 平成24年12月25日 一部改正 平成26年1月16日 一部改正 平成27年2月18日 一部改正</p>	<p style="text-align: center;">平成24年5月31日 福島県相双地域等福祉人材確保対策会議決定 平成24年7月17日 一部改正 平成24年12月25日 一部改正 平成26年1月16日 一部改正</p>
<p style="text-align: center;">福島県相双地域等への介護職員等の応援事業実施要綱</p>	<p style="text-align: center;">福島県相双地域等への介護職員等の応援事業実施要綱</p>
<p>1～3 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p>
<p>4 募集(応援)内容 上記3に記載する応援先の施設(以下「受入施設」という。)のニーズに応じて、おおむね以下のとおりとする。 (1) 募集職種 介護職員を中心に受入施設の配置基準に規定されている職種 (2) 応援期間 平成24年7月1日～<u>平成28年3月31日</u>の間で、2週間～3ヶ月間程度のサイクル。 (3) 対象施設 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設並びに障害者支援施設、障害児入所施設及び宿泊型自立訓練</p>	<p>4 募集(応援)内容 上記3に記載する応援先の施設(以下「受入施設」という。)のニーズに応じて、おおむね以下のとおりとする。 (1) 募集職種 介護職員を中心に受入施設の配置基準に規定されている職種 (2) 応援期間 平成24年7月1日～<u>平成27年3月31日</u>の間で、2週間～3ヶ月間程度のサイクル。 (3) 対象施設 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設並びに障害者支援施設、障害児入所施設及び宿泊型自立訓練</p>
<p>5～7 (略)</p>	<p>5～7 (略)</p>